

三宝絵詞の研究(その二)

——特に平安京を中心とする諸寺の行事について——

伊 藤 真 徹

(一)

『三宝絵詞』三巻の内容は、総序に「初の巻は昔の佛の行ひ給へる事を明す、種々の經より出たり。中の巻は中來法のこゝにひろまる事を出す、家々の文より撰べり。後の巻は今の僧を以て、勤る事を、正月より十二月に至るまで所々の態を尋たり」とあって、その内容によつて各巻が別けられている。然して下巻に収録せられている三一の仏教儀礼のおの各の内容について、「其の初に各の趣を宣べ、其奥に又徳を讃たり」とある。下巻の序によれば、釈迦の弟子に菩薩僧、声聞僧、凡夫僧の三種あって、凡夫僧とは「この世の僧正僧都のごときやから也。衆生に恩をほどこす」ものであって、「佛もましまさず、ひじりもいまさざるあひだに、くらきよりくらきに入て心のみまどひさかりにふかく、身のつみ彌おもきすゑのよに、もしかみをそり、衣をそめたる凡夫の僧いまさざらましかば、誰かは佛法をつたへまし、衆生のたのみとはならまし。」と述べ、釈尊滅後一千九百三十三年「像法の世に有む事遺年不幾」と、永観二年(九八四)の『三宝絵詞』成立時、深刻な時代観を懷いた著者は、凡夫僧こそ下巻の序に言える如く、「すべて世のともし火とつたへ、國の寶となづけたり。」と仰がれ、「我今たな心をあはせて僧のた

うときことをあらはす」と、心情を吐露している。

著者源為憲の仏教儀礼に対する見解は、「年の中にはたうときわざを行ひ、ゆくすえのよきみちをしふること、みな聲聞の徳にあらぬはなし。」とあることによつて知られる。即ち年間諸寺、又は諸処に道場をしつらえて行われる仏教儀礼は、像法末及び末法の時代には、「よきみち」即ち仏教を教えることであり、仏教はこの儀礼を通して、大衆に教化浸透するものと理解したようである。これが国仏教信仰史を跡付け、解明せんと志す者に千鈞の重きをなす卓説であろう。

平安京を中心に取上げられている仏教儀礼は、北嶺の仏教が中心をなすものと、また公家院家、その他公卿貴族、諸寺院を中心に行う儀礼、即ち各宗其れ通じて行われるものがあるが、いまは主として地域的に京都を中心にして行われた西院阿難悔過、志賀伝法会、高雄法華会、八幡放生会の四項に限つて採上げたのである。

(二) 西院阿難悔過

『三宝絵詞』の内容は、この悔過を修するに至つた本願尼淳和院、即ち淳和天皇の皇后正子内親王の事蹟と、この悔過を修する縁由について述べたものである。すでに本文の典拠については「日本國三代實錄にみへたり」とあるので、『三代実録』卷三十五、元慶三年(八七九)三月廿三日の記事は

「淳和太皇太后崩。有遺令^一。不^レ任^三縁御葬之諸司^二。天皇輟^レ朝五日。太后諱正子。嵯峨太上天皇之長女。與^三仁明天皇^一同産也。母太皇太后橘氏。后美^三姿顔^一。貞婉有^三禮度^一。中表則^レ之。太上天皇。太皇太后甚鐘^三愛之^一。淳和天皇備^レ禮娉^レ之。納^三於掖庭^一。寵敬兼^レ人。天長四年二月。立爲^三皇后^一。八年亢旱爲^レ災。帝

深憂_レ之。走幣群神_一。祈請百端。后勸_レ帝。錄_三囚徒廢_二作役_一。未_レ及_レ終_レ朝。澍雨晦合。帝逾加_レ愛焉。十年二月二十八日乙酉。天皇遷_三御淳和院_二。讓_二位於皇太子_一。天皇勅停_三太上天皇及皇后之號_二。即使_レ停_三廢后宮官屬_一。仁明天皇受_レ讓之後。三月二日乙丑。尊_三淳和天皇爲_二太上天皇_一。皇后爲_三皇太后_一。後立_三后所_レ生恒貞親王爲_二皇太子_一。天皇確守_三前勅_一。固辭不_レ受_三太上天皇皇太后之號_二。承和七年五月淳和天皇崩。皇太后落_レ髮爲_二尼。毀容骨立。九年七月嵯峨太上天皇崩。皇太子欽遭_三讒構_二見廢_一。太后震怒。悲號怒_レ母太后_一。皇太子退居_三於淳和院_一。仁明天皇立_三諱_二文德親王_一。爲_三皇太子_一。文德天皇齊衡元年四月尊_三皇太后爲_二太皇太后_一。后遂不_レ肯_レ當。貞觀二年五月。於_三淳和院_二設_三大齊會_一。延_三諸寺名僧_一。講_三法華經_一。裝具嚩施。傾_三盡財寶_一。便留_三延曆寺座主圓仁大阿闍梨_一。受_三菩薩戒_一。奉_三太后法名_二稱_三良祚_一。十六年四月太后所_レ居淳和院火。宮殿經籍。一時燒蕩。太后獲疾綿篤。命_三左右_二曰。天長天子。顧命火葬。不_レ置_三山陵_一。無_三園廟之可_レ陪。吾瞑目之日。卽入_三朽村之觀心_一。挿_三嵯峨之山腹_一。無_レ置_三守冢_一。不_レ配_三國忌_一。一如_三先後太上天皇之遺制_一。語終而絕。時春秋七十。太后慈仁天至。濟_レ物在勤。收_三拾東西京弃兒孤孩_一。給_三之乳母_一。多_レ所_三養育_一。割_三封戶五分之二_一。以充_三其費_一。嵯峨舊宮。捨爲_三精舍_一。號曰_三大覺寺_一。其側建_三解舍_一。名爲_三濟治院_一。療_三僧尼之病_一。以_三淳和院_一爲_三道場_一。不_レ改_三院號_一。安_レ置平生侍_三左右_二之尼_一。厚充_三供料_一。永令_三居住_一。師資相承修_レ道不_レ斷焉〔國史大系四・四五〇〕とある。本文及び『三代実録』によつて知られる如く、嵯峨天皇の御一皇女で、御母は檀林皇后橘嘉智子である。天長四年(八二七)二月廿七日、淳和天皇の皇后となる、時に年十八、西院后と号する。承和七年(八四〇)出家し、法名良祚と改め、貞觀二年(八六〇)円仁に従つて菩薩大戒を受け、元慶三年(八七九)三月廿三日崩、年七十というのが、その生涯である。

正子内親王は母橘氏の容姿資質を稟けていることは伝文によつて明瞭であるが、嘉智子については『文德実録』
卷一に

「后爲レ人寛和。風容絶異。手過レ於膝。髮委ニ於地。觀者皆驚。嵯峨太上天皇。初爲レ親王ニ納レ后。寵遇日隆。天皇登レ祚。弘仁之始。拜爲レ夫人。……后自明ニ泡幻。篤信ニ佛理。建ニ仁祠。名檀林寺。遣ニ比丘尼持律者。入ニ住持家。仁明天皇助ニ其功德。施ニ捨五百戸封。以充ニ供養。后亦與ニ第右大臣氏公朝臣。議開ニ學舍。名學館院。勸ニ諸子弟。誦ニ習經書。朝夕濟濟。時人以比ニ漢鄧皇后。初法華寺有ニ苦行尼。名曰禪雲。見后未ニ笄。把ニ其臂云。君後當レ爲ニ天子及皇后之母。后竊記レ之。遂生ニ仁明天皇及淳和太皇太后。后追ニ想尼言。訪ニ其所在。尼時既亡。及ニ仁明天皇不豫甚篤。后哀戚毀容。遂剃レ髮爲レ尼。求冥救ニ也。天皇崩後。相尋而后亦崩時年六十五」(国史大系三・一〇)

とある。嘉智子の出家の動機については、前引の文によつて明らかであるが、仁明天皇の不豫については『続日本後記』卷二十に、嘉祥三年(八五〇)正月六日「乙酉。聖躬不豫」を最初として、「二十日巳亥。此日内宴也。縁ニ聖躬不豫。不レ御ニ仁壽殿。於ニ清涼殿。垂ニ御簾。覽ニ舞妓。大臣已下文人已上陪宴。日暮賜レ祿有レ差」(国史大系三・二三四)とあつて、やや少康を得たものようであるが、「二月庚戌朔。聖躬不豫。皇太子侍ニ殿上。公卿盡候」(同上・二三五)とあつて、公事の執行に支障をきたした様である。五日「甲寅。御病殊劇。召ニ皇太子及諸大臣於床下。令レ受ニ遺制。遣ニ四衛府及内暨等。或膏ニ御衣。或膏ニ綿布。分ニ散四方。誦ニ經諸寺。左右馬寮御馬六疋奉ニ鴨上下松尾等名神。放ニ諸鷹犬及籠鳥。唯留ニ鸚鵡。又下ニ知近江國。禁ニ諸殺生。縁ニ梵釋寺修ニ延命法。故也。請ニ僧綱十禪師及有驗者於御扉外。令レ奉ニ加持。以ニ絹十二疋爲ニ續命幡。懸ニ十二大寺刹。左右

馬寮各調走馬十疋^二。候^三於八省東廊下^一。是日諸衛府警固^一（同上）とあつて、事態の急迫したことが伺われる。翌
「乙卯。御體疲殆。衆僧入^三於御簾中^一。繞^三御床^二而奉^三加持^二」（同上）らしめ、七日柏原山陵に御病状を告ぐると共
に、大法師真頂及び北山近土觀善は簾中において加持し、九日「分^三遣内豎^二。誦^三經諸寺^一」し、十日「遣^三使賑^二
卹京中貧民^一」しめ、十三日「以^三綿七十屯^二。誦^三經京邊七箇寺^一」し、十五日「請^三名僧六十口於紫宸殿^一。限^三三ヶ
日^一。轉^三讀大般若經^二。又請^三天台宗座主前入唐請益傳燈大法師位圓仁及定心院十禪師等於仁壽殿^一。令^レ修^三文殊八
字法^二」（同上）しめた。更に十八日「讀經竟。有施有^レ差。又施^三度者各一人^二」（同上・二三六）とあつて、三ヶ日の大
般若転読は終つたが、病状は好転せず、連日の心痛が重なり、翌日「太皇太后憂^三念天皇^二之餘。悶絕數數。中使問^三
起居者。相^三望於道^二」とある。かくの如くにして修善や加持祈禱は行われて、その月も暮れ、三月に入つて十日
「遣^三使誦^三經京城七箇寺^二」とあり、十一日の記事は「已丑令^三大法師道詮等請^レ戒。主上口受^三永^二不殺生^一。復修^三
理破壞寺百院^一。復遣^三使誦^三經十三大寺^二」（同上・二三七）と。受戒のことある等日と共に危急に及んだが、十九日
「丁酉。於^三清涼殿^一。修^三七佛藥師法^二。晝^三七佛像^一。懸^三御簾前^一。七重輪燈立^三於庭中^一。復於^三紫宸殿南庭^一。新度^三
十人^一。先^レ是。有^レ詔。度^三五百人^一。是日。天皇落^レ飴入道。誓受^三清戒^一。四品中務卿宗康親王。從四位上阿波守
源朝臣多。同時入道。並天皇之皇子也。時人莫^レ不^レ悲^レ之^一」（同上・二三八）とあり、一日おいて二十一日、「帝崩^三
於清涼殿^一。時春秋卅^四」（同上）とある。この間の心労と落胆の結果、大葬の儀に先立ち、二十三日「嵯峨太皇太后
依^レ病入道^一」（同上）せられた。ついで五月四日嵯峨太皇太后嘉智子は六十五歳を以て、その生涯を閉ぢた。（「文徳実
録」一、国史大系三・一〇）

淳和天皇皇后正子の出家については、『帝王編年記』には「貞觀二年五月屈^三延曆寺座主圓仁^二受^三菩薩戒^一法名良

祚」(國史大系三・二二二)とあり。その後承和七年五月八日、「後太上天皇崩于淳和院」。春秋五十五」(続日本後記) 國史大系三・一〇三)の不幸に遭遇し、さらに『続日本後紀』卷十二、承和九年(八四二)七月十五日、「丁未太上天皇崩于嵯峨院。春秋五十七」とあって、ここに父上皇に死別することとなり、さらに伴健岑、橘逸勢等謀反のことに連坐して、皇太子は同二十四日廃せられた。即ち嵯峨山陵に廢皇太子を告ぐる状に

「天皇我御命爾坐。挂畏山陵爾申賜倍倍奏久。比者。東宮帶刀舍人伴健岑與橘朝臣逸勢挾懷惡天。謀傾國傾家利。挂畏山陵乃厚顧爾仍天其事發覺發覺奴。搜求事迹。事緣皇太子。因花食國法隨爾。皇太子位停退留狀狀乎。恐美恐毛申賜久久申」(國史大系三・一三九)

とある。これ恒貞親王であり、これより先き同年三月には恒統親王は十余載を以て薨せられたが、(同上・一三〇)共に太皇太后正子の所産であれば、正子に取つて全く不幸の連続であつた。八月十三日、「甲戌。遣參議正躬王。送廢太子於淳和院」。備前守從四位上紀朝臣長江自院逢迎。其儀。駕小車一出禁中。到神泉良角。駕牛車」(同上・一四三)とあり、代つて道康親王(嵯峨王子・仁明天皇)が皇太子に立てられた。かくて失意のなかに十二月五日「淳和皇后別落入道」(同上・一四七)とあるのが事実を伝えるものであらう。因みに元慶八年九月二十日の恒良親王の卒伝によれば、廢皇太子後「嘉祥二年正月授三品。頃之出家爲沙門。名曰恒寂。崇信佛道。精進持戒。無病而薨。時年六十。遺命薄葬。務從率儉」(國史大系四・五七二)とある。かくの如くにしてこの正子所生の皇子は、悲運とも称すべき経路を踏んだと称すべきであらう。

阿難悔過所修の因縁譚に出でるのは、阿難と憍曇弥であつて、憍曇弥は梵名 *gotami*、釈種中の一般女性に通ずる称であるが、特に釈尊の姨母摩訶波闍波提 *mahaprajapati* (大愛道)を指すことが多い。釈尊の父淨飯王 *sudhodana*

(首圖馱那)に二人の妃即ち摩耶 *Māyā* と摩訶波闍波提があつて、本行集経では天臂城 (*Dāvātā*) 中の一釈種善覺 (*Suppabuddha*) に八女あり、第一を為意、第八を摩訶波闍波提と云う。淨飯王は第一女と第八女を妃となすので、為意とは摩耶を指すものようである。摩耶は太子悉達多 (*Siddhattha*) 誕生の後七日にして死せるため、摩訶波闍波提に養育せられたが、太子は長ずるに及び出家學道し、成道後法輪を各地に転ぜられたのである。摩訶波闍波提は難陀 (*Nanda*) の母であつて、『十二遊経』に

「菩薩父名白淨、其父兄弟四人。白淨王有二子。其大名悉達、其小子名難陀。菩薩母名摩耶。難陀母名瞿曇彌」
(正藏四・一四六)

とある。姨母は後に淨飯王の死後、出家せんと欲して仏所に至り、懇請切なるものがあつたが、仏はこれを許容する色がなかつたので、失意の様が描写せられているのが、『中阿含』第二十八瞿曇弥経 (正藏一・六〇五以下)、四分律第四十八 (正藏二・九二二以下) である。即ち『中阿含経』卷二十八に描写せられている状況の中心は

於是瞿曇彌大愛復詣佛所。稽首佛道却住一面。白曰。世尊。女人可得第四沙門果耶。因レ此故女人於此正法律中。至信捨家無家學道耶。世尊至三告曰。止止瞿曇彌。汝莫作是念。女人於此正法律中。至信捨家無家學道。瞿曇彌大愛如是汝剃除頭髮著袈裟衣。盡其形壽淨修梵行。於是瞿曇彌大愛三爲世尊所レ制。稽首佛足。繞三匝而去。彼時瞿曇彌大愛塗跣汚足。塵土塗體。疲極悲泣住立門外。尊者阿難見瞿曇彌大愛塗跣汚足塵土塗體疲極悲泣住立門外。見已問曰。瞿曇彌。以何等故塗跣汚足塵土塗體。疲極悲泣住立門外。瞿曇彌大愛答曰。尊者阿難。女人不得於此正法律中。至信捨家無家學道。尊者阿難語曰。瞿曇彌。今且住此。我往詣佛。白如如是事。瞿曇彌大愛白曰。唯然尊者阿難 (正藏一・六〇五)

とある。よつて阿難は瞿曇彌の鞠養の恩を述べ、出家學道を願う。世尊は理に折れて、その請を許すに八敬法を施設した。八敬法は八尊師法ともいい、『中阿含』卷二十八には

「如是阿難。我今爲_二女人_一說_二八尊師法_一。謂女人不_レ當_レ犯。女人奉持盡_二其形壽_一。云何爲_レ八。阿難。比丘尼當_レ從_二比丘_一求_レ受具足_上。阿難。我爲_二女人_一施_二設此第一尊師法_一。謂女人不_レ當_レ犯。女人奉持盡_二其形壽_一。阿難。比丘尼半月半月。往_二從比丘_一受_レ教。阿難。我爲_二女人_一施_二設此第二尊師法_一。謂女人不_レ當_レ犯。女人奉持盡_二其形壽_一。阿難。若住止処設無_二比丘_一者。比丘尼便不_レ得_レ受_二夏坐_一。阿難。我爲_二女人_一施_二設此第三尊師法_一。謂女人不_レ當_レ犯。女人奉持盡_二其形壽_一。阿難。比丘尼受_二夏坐_一訖。於_二兩部衆中_一。當_レ請_二三事_一求_レ見聞疑_上。阿難。我爲_二女人_一施_二設此第四尊師法_一。謂女人不_レ當_レ犯。女人奉持盡_二其形壽_一。阿難。若比丘不_レ聽_二比丘尼問_一者比丘尼則不_レ得_レ問_二比丘_一經律阿毘曇_上。若聽_レ問者。比丘尼得_レ問_二經律阿毘曇_一。阿難。我爲_二女人_一施_二設此第五尊師法_一。謂女人不_レ當_レ犯。女人奉持盡_二其形壽_一。阿難。比丘尼不_レ得_レ說_二比丘所犯_一。比丘得_レ說_二比丘尼所犯_一。阿難。我爲_二女人_一施_二設此第六尊師法_一。謂女人不_レ當_レ犯。女人奉持盡_二其形壽_一。阿難。比丘尼若犯_二僧伽婆尸沙_一。當於_二兩部衆中_一。十五日行不_レ慢。阿難。我爲_二女人_一施_二設此第七尊師法_一。謂女人不_レ當_レ犯。女人奉持盡_二其形壽_一。阿難。比丘尼受_二具足_一雖_レ至_二百歲_一。故當_レ向_二始受具足比丘_一。極下稽首作禮恭敬承事叉手問訊_上。阿難。我爲_二女人_一施_二設此第八尊師法_一。謂女人不_レ當_レ犯。女人奉持盡_二其形壽_一」(正藏一・六〇六)

である。さらに仏陀は「阿難。若瞿曇彌大愛奉_二持此八尊師法_一者。是此正法律中出家學道。得_レ受_二具足_一作_中比丘尼_上との依嘱によつて、阿難は瞿曇彌の所に至り、詳にこの事を告げた。聴き終つた瞿曇彌は阿難に申して、「世尊爲_二女人_一施_二設此八尊師法_一。我盡_二形壽_一頂受奉持」することを誓ひ、「爾時瞿曇彌大愛。於_二正法律中_一出家學道。

得下受三具足一作比丘尼上（同上）と述べられてゐる。

さうらに大迦葉 (Maha-ka'syapa) が「阿難が六のとかを出し」とあるのは、『法苑珠林』巻第十二によれば、

大迦葉言。汝更有罪。佛意不欲聽女人出家。汝殷勤勸請。佛聽爲道。以是佛之正法。五百歲而衰微。汝應作突吉羅懺。阿難言。我憐愍瞿曇彌。又三世諸佛法皆有四部衆。我釋迦文佛云何獨無

大迦葉復言。佛欲涅槃時。近俱夷那竭城背痛。四褻罽多羅僧敷臥語汝言。我須水汝不供給。是突吉羅罪。阿難答言。是時五百乘車截流而度令水渾濁。以是故不取。大迦葉復言。正使水濁。佛有大神力能令大海濁水清淨。汝何以不與。是汝之罪。汝去作突吉羅懺悔

大迦葉復言。佛問汝。若有人四神足好修可住壽一劫若減一劫。多陀阿伽度。四神足好修欲住壽一劫若減一劫。汝默然不答。問汝至三。汝故默然。汝若答。佛應住一劫若減一劫。由汝故令佛世尊早入涅槃。汝作突吉羅罪懺悔。阿難言。魔蔽我心。是故無言。我非惡心而不答佛。

大迦葉復言。汝與佛褻僧伽梨衣以足蹋上。是汝之罪。汝應作突吉羅懺悔。阿難言。爾時有大風起。無人助我。捉衣時風吹來墮我脚下。非不恭敬故蹋佛衣。

大迦葉復言。佛陰藏相。般涅槃後以示女人。是何可恥。汝應作突吉羅懺悔。阿難言。爾時我思惟。若諸女人見佛陰藏相者。便自羞恥女人形欲得男子身。修行佛於種種德根。以是故我示女人。不爲無恥而故破戒。

大迦葉言。汝有此六種突吉羅罪。盡應僧中悔過。阿難言諾。隨長老。大迦葉及僧所教。是時阿難長跪合掌。偏袒右肩脫革屣。作六種突吉羅罪懺悔。」（正藏五三・三七四）

とある。これ(一)は女人の出家を請い正法五百歳を衰減し、(二)は仏陀入滅のまえ、水を求められた時供給せず、(三)は

住寿を願わず入滅を早め、(四)は仏の僧伽梨衣 (saṃghaṭṭi 大衣) を疊む時、足を以て上を踏み、(五)は仏入滅の時、女人に仏の陰藏相を示した五罪である。突吉羅 (duṣkṛta) は悪作と訳され、一般に比丘の犯す悪不善の軽罪を言い、大乘戒では殺生等の十重禁戒以外の余の諸罪を、輕垢罪又は突吉羅となす。その懺悔に關しては又諸説があるが、總じて作為犯 (故作) は比丘一人の前にて懺悔し、不作為犯は唯自責の心を発することを規定している。五罪を六種の突吉羅罪とするのは、『五罪の第二の内容を二に分つもので、仏は俱夷那竭 (Kūṣīnagara—現今のカシヤKasiyaの地か) で発病し、鬱多羅僧 (utarasāṅga 上衣) をたたみ、その上に臥して入涅槃せんとし、阿難に水を求められたとき、阿難は五百乗の車によって、河水が混濁したことを理由とした一件に対し、大迦葉は佛は神力を以て、濁水を清浄ならしめ給うのに、與えなかつた不明を責めて二重に問責している。本文に「阿難もさかしき聖なれば、こたへ返す旨おろかならず」とは「六のとが」として引く『法苑珠林』の第一の突吉羅罪によって明らかな如く、

「又三世諸佛法皆有四部衆。我釋迦文佛云何獨無」の理、即ち三世の諸佛共に皆四部衆即ち一に比丘 (bhikkhu)、二に比丘尼 (bhikkhuni)、三に優婆塞 (upāsaka)、四に優婆夷 (upāsikā) があつて、佛教教団が構成せられる四要素となつてゐる事を挙げ、釈尊の教団のみ比丘尼の存在を認めざる道理なきを以て、姨母の出家許容を求めたことを開陳してゐる。

ただここに付記しておきたいことは、『三宝絵詞』の瞿曇弥出家の説話の後半は、『報恩經』卷五によつたものらしい。後に「佛の給はく」は同經の「以阿難故。令諸女人得入佛法。瞿曇彌。未來末世。若有比丘尼及諸一切諸善女人。常當至心念阿難恩。稱名供養恭敬尊重讚歎令不斷。若不能常晝夜六時令心不忘」(正藏三・一五四) が根拠となつてゐる。さらにこの文に続くのが「報恩經にの給はく」の典拠である。即ち「時瞿曇彌告諸比丘尼及一切諸善

女人而是言。我等應答至心歸命阿難大師。若有女人欲求安隱吉祥果報。常當於二月八日八月八日。著淨潔衣。至心受持八戒齋法。晝夜六時建大精進。阿難卽以大威神力。應聲護助如願卽得」(同上)である。

(二) 志賀 伝 法 会

志賀山寺建立の縁起と、伝法会の起原を中心に記述せられている。志賀山寺の建立については、天智天皇卽位六年(六六七)、卽ち『書紀』卷二十七には「三月辛酉朔己卯遷_レ都于近江_一是時天下百姓不_レ願_レ遷_レ都諷諫者多童謠亦衆日々夜々失火處多」とある。大和の古地を離れ、新都に移住することには、強い抵抗があつたものようである。

『扶桑略記』第五は、この遷都を正月とし、二月三日

天皇寢_二大津宮_一。夜半夢見_三法師_一。來云。乾山有_二一靈窟_一。宜_三早出見_二。天皇驚寤。出見_三彼方之山_一。火光細昇可_二十餘丈_一。火焰廣照。甚爲_三希有_一。卽召_二大伴連櫻井等_一令_レ見。皆奏_三奇異之相_一。明日尋_三求其地_一。天皇行幸願滿法師等相具。當_二彼火光處_一。有_二小山寺_一。一優婆塞經行念誦。召_レ之借_二問地山之名_一。答曰。古仙靈窟伏藏地。佐々名實長等山。于_レ時優婆塞自然失之。罔_レ知_レ所在。但其地躰骨。林樹森々。谷深巖峻。流水清涼。寂莫閑空。可_レ稱_二勝地_一矣(国史大系一・二・六〇)

とある。その位置は大津宮の乾(西北)山の一靈窟の夢告により選定せられ、翌年いわゆる「古仙靈伏藏地、佐々名実長等山に崇福寺建立を発願せられた。『扶桑略記』には

「七年戊辰正月十七日。於_二近江國志賀郡_一。建_三崇福寺_一。始令_レ平_レ地。掘_三出奇異寶鐸一口_一。高五尺五寸。又掘_三出奇好白石_一。長五寸。夜放_三光明_一。天皇斂_三左手無名指_一。納_三燈爐下唐石臼内_一。奉_三爲_二二恩_一。掌中捧_レ燈。恒

供_二彌勒佛及十方佛_一焉。自_レ余以_レ還。靈驗如_レ在。天下之人無_レ不_レ歸依_二(同上)

とあつて、「古仙靈窟伏藏地」に應ずるが如き靈証を發掘し、「火光細昇可十餘丈」の光源の地に建立せられた。その規模については『崇福寺縁起』を引くが、それに拠れば

「金堂一基。五間檜皮葺。奉_レ造_二坐彌勒丈六一軀并脇侍二菩薩像_一。講堂一基。五間檜皮葺。奉_レ造_二坐藥師佛一軀并脇侍二菩薩像_一。小金堂一基。三間檜皮葺。奉_レ造_二坐阿彌陀佛一軀并脇侍二菩薩像_一。三重寶塔一基。檜皮葺。奉_レ造_二坐四方佛。脇侍二菩薩像_一。燈爐一基。構_二居唐石白上_一。鐘一口。高六尺。十三間僧房一宇。七間僧房一宇。印藏一宇。炊屋一宇。五間檜皮葺。湯屋一宇。三間檜皮葺。竈屋一宇。三間板葺。淨屋一宇。五間檜皮葺。

(同上)

とある。その宏壮であつたことが推知せられる。また『日本高僧伝要文抄』第三に納める『延暦僧録』第二、「近江天皇菩薩傳」によれば、

「情天宮願_レ生_二兜率_一。便_レ於_二滋賀山門_一。鑿_レ巖構_二宇。興_二建金地_一。立_二寶殿_二宇_一。彌勒像一舖。寫_二彌勒經上中下十部_一。香爐十具。花盤十面。食邑五十戶。水田若干。作_二往生供料_一。年別夏秋冬三日三夜。請_二十法師_一奉_二爲三天皇讀經禮佛。發願造_二己畢。即於次東造_二講堂_一一宇。次東附_二山造_二僧房_一十口。次東造_二食屋厨坊器室高脚_一。次金堂。南越_レ碓造_二橋。廊_二行東西相對。於_二南崗嶺_一造_二殿_二宇_一。殿東建_二如來塔_一一區四三級。於_二二殿中間_一豎_二燈籠_一一柱。燈籠_二下。乃天皇菩薩發願截_二一指_一在_二燈籠中_一。指上燃_レ燈供_二養本師釋迦文塔及佛像_一。又願此燈明々不_レ絕。直至_二當來龍花會中_一。慈氏調御盡_二一住劫千佛如來俱受_二我燈供養_一。又願以_二此燈_一供_二養未來星宿劫中千佛如來_一。更願我此指燈供_二養盡未來劫一切如來_一。劫有_二窮盡_一此願無_レ盡。又願預_二我法會_一者。同昇_二知足_一共

赴_二龍花_一自_レ是_レ己來迄_レ今不_レ絶_一（國史大系三一・八四）

とあって、これによれば崇福寺の伽藍の配置、資財、その他「年別夏秋冬三日三夜。請_三十法師_一奉_三爲_三三天皇_一讀經禮佛」の法会と「指上燃燈供養」の願意が明らかにせられている。

同寺は天平宝子七年（七五七）閏五月二十日香山・葉師・建興・法花寺と共に各絶二百疋、布四百端、綿一千屯、稻一十万束、墾田地一百町を施入せられ、同年七月十三日には墾田地を五百町に限定せられ、さらに同八年八月四日「以_三近江國朝書法_一一百卷_二施_三入崇福寺_一」とあり、宝龜二年（七七二）八月二十六日僧綱及び諸大寺の印が鑄造せられた時、その列に加えられた。また桓武天皇の四七齋、六七齋が大同元年（八〇六）四月佐比鳥戸崇福寺において行われる等、朝野の帰仰が厚かった。弘仁六年（八一五）正月十五日『日本後紀』卷二十四に

「崇福梵釋二寺者。禪居_レ淨域。伽藍_レ勝地也。今聞。道俗相集。還穢_二佛地_一。繫_レ馬牽_レ牛。犯汗良繁。宜_レ令_三近江國嚴加_二禁斷_一。若有_三不_レ從_レ制者_一。五位已上錄_レ名。六位已下留_レ身。並言上」（國史大系三・一三〇）

とあって、淨域維持の制を定めた一面、道俗群參の趣きが知られる。嵯峨天皇も同年四月二十二日

幸_三近江國滋賀韓埼_一。便過_二崇福寺_一。大僧都永忠。護命法師等。率_三衆僧_一奉_レ迎_三於門外_一。皇帝降_レ輿。升_レ堂禮_レ佛。更過_二梵釋寺_一。停_レ輿賦_レ詩。〔淳和〕皇太弟及群臣奉_レ和者衆。大僧都永忠手自煎_レ茶奉_レ御。施_二御被_一。卽御_レ舩泛_レ湖。

湖。國司奏_三風俗歌舞_一。五位已上并掾以下賜_二衣被_一。史生以下郡司以上賜_二綿有_レ差_一（同上・一三二）とあって、親しく崇福寺に詣で、梵釈寺及び湖上においての清興があったことが偲ばれる。

この両寺はともに朝家の尊信を受け、承和四年（八三七）五月、攘災致祥のため五月上旬から八月上旬まで、勅を奉じて昼は大殿若經、夜は葉師の宝号を毎月三旬三ヶ日論轉讀誦した二十箇寺の中に名を列ね、〔続日本後記〕卷

六、国史大系三・六六）又齊衡三年（八五六）六月、所寫の一切経を讀ましむるため、二百六十五僧を十四寺に請じた中に、兩寺の名を見出す。（『文徳実録』卷八、国史大系三・八二）清和天皇は貞観五年（八六三）七月二十七日、新銭二十貫鉄二十廷を施入した。（『三代実録』卷七、国史大系四・一一四）同八年閏三月二十二日の条には

「會_三百官_一。大_三敕於會昌門前_一。以_三應天門火_一也。是日於_三崇福寺_一。請_三二十僧_一。限以_三七日_一。轉_三讀大般若經_一。於_三梵釋寺_一。請_三十僧_一。修_三四王秘法_一。限_三七日_一訖。並此消_三災變_一也」（同上・一八〇）

とあつて、応天門の焼失については、この年三月十日である。「夜。應天門火。延燒_三棲鳳翔鸞兩樓_一」の記事を受けるものである。また四月五日京に近き十六箇寺と共に金剛般若経・般若心経を転読し、陽成天皇の元慶四年（八八〇）十一月二十九日、清和上皇の聖躰不予にあたり、使者を遣して功德を修した二十一寺中にも名を列ね、（同上・四八四）光孝天皇は仁和元年（八八五）四月二十日、延曆寺・東西院・崇福・梵釈・元興寺等の五寺において、各十僧を請じ、この日から五十日間大般若経を転読して、太政大臣基経の満五十算を賀し、兼ねて寿命を祝した。

（同上・五八七）かくの如き朝廷との連りは、崇福寺の寺門の隆興と外護の厚かったことを物語っている。しかるに『扶桑略記』卷二十二には、延喜廿一年（九二二）「十一月三日。近江國志賀郡崇福寺火災。拂_三地無_一殘」（国史大系一二・一九四）とあり、同卷二十四には、延長五年（九二七）十月、「同月廿六日甲辰。供_三養崇福寺_一。晚鐘之後。天樂聽_三空。開眼之間。光輝照_三天。法會之初。紫雲涌_三上。見者聞者歎而又異。會中之衆隨喜讚嘆。故老比丘垂_三淚發心。權律師延_三愀爲_三導師_一。大僧都増利爲_三咒願_一。已上供養記」（同上・一九九）とあつて、再び旧儀に復することを得た。

しかるに同書卷二十六には、康保二年（九六五）「三月廿日。夜。近江國崇福寺火災。堂塔佛像經藏鐘樓僧房等皆悉燒亡」（同上・二四二）とあつて、再度炎上したが、その都度復興せられた。天延四年（九七六）近畿を襲うた大地震

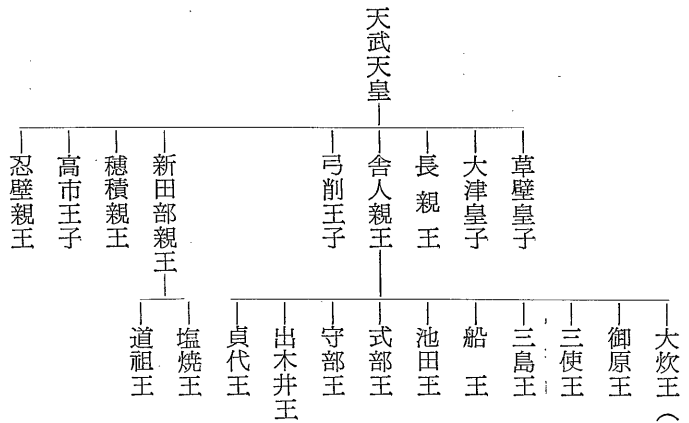
は、六月十八日申時であり、内裡の築垣も頽れ、天下舎屋、京洛築垣皆頽落する被害を受け、主上も堀河太政大臣兼通郎に遷幸する程で、多くの死者を出した。この時「崇福寺法華堂南方類入三谷底」。時守と堂僧千聖同入谷死。鐘堂顛倒。彌勒堂上岸崩落。居堂上一大石落。打損乾角。」(同上・二四八)とあって、造成地の崩壊による建造物の被害は甚しいものがあつた。さらに『日本紀略後篇』卷十三、治安二年(一〇三二)十二月の条に「□□日。崇福寺有火事」(国史大系一・二五九)とあって、その被害の程度は詳かでないが、その再建に多くの歳月を費し、天喜五年(一〇五七)十一月卅日落慶供養した。即ち『扶桑略記』卷二十九に、

供養崇福寺。此寺者。勝形甲於天下。靈驗治于寰中。草創以來。星霜多積。爰去治安二年。佛閣火災。如雲之構化。燼。滿月之像爲灰。方今尋基趾於曩時。建堂舍於舊地。又奉造金色彌勒菩薩像一軀。脇土菩薩二軀。惣如本願。便擇曜宿。敬以供養(国史大系一・二九五)

とあり、その後承保三年(一〇七六)十月「廿六日己酉。供養志賀寺内塔」(同上・三二八)とあるので、これ等の再建は、創建当初の規模に復元することが主眼であつた。その後長寛元年(一一六三)六月九日、延暦寺の衆徒蜂起して、園城寺を焼くに際して、その災厄に遭う。その後の消息については、全く伝えられるところがない。

崇福寺伝法会の創始者、橘奈良麿の事蹟については、その文献上に初めて載せられたのは、天平十二年(七四〇)五月、無位奈良麿は従五位下を授けられ、尙後累進して天平勝宝元年(七四九)七月、従四位上橘宿弥奈良麿は参議となり、同四年十一月、但馬、因幡按察使兼伯耆・出雲・石見等の国の非違の事を檢校することを命ぜられ、ついで天平宝字元年(七五七)左大弁となる。奈良麿の父は諸兄であり、母は不比等の子多比能である。父諸兄は天平勝宝八年(七五六)二月、「丙戌左大臣正一位橘諸兄致仕。勅依請許之」(国史大系二・二二三)され、夏四月聖武上皇

不予、ついで五月二日、「是日太上天皇崩_ニ於寢殿_一。詔以_ニ中務卿從四位上道祖王爲_ニ皇太子_一」(同上・二三四)した。翌天平宝字元年正月六日「乙卯。前左大臣正一位橘朝臣諸兄薨_レ」じ、三月廿九日皇太子を廢し、四月四日、天皇は皇儲を下問せしところ、塩焼王(道祖王兄)池田王を立つべきである等、諸説が行われたが、新興勢力を築きつゝあつた大納言藤原仲麻呂は、「知_レ臣者莫_レ若_レ君。知_レ子者莫_レ若_レ父。唯奉_ニ天意所_レ擇者_一耳。勅曰宗室中。舍人。新田部兩親王。是尤長也。因_レ茲。前者立_ニ道祖王_一。而不_レ順_ニ勅教_一。遂縱_ニ姪志_一。然則可_レ擇_ニ舍人親王子中_一。然船王者閨房不_レ修。池田王者孝行有_レ闕。鹽燒王者。太上天皇貴_ニ以無禮_一。唯大炊王。雖_レ未_ニ長壯_一。不_レ聞_ニ過惡_一。欲_レ立_ニ此王_一。於_ニ諸卿意_ニ如何_一(同上・二三〇)と奉答し、これ等の対立は勅命を仰いで決裁せられ、仲磨案が採択せられた。以上の諸王の關係を『本朝皇胤紹運録』(群類五・二二以下)によって示せば左頁の如くである。しかしその間に既に内定せられていたのではないかと思われることは「先_レ是。大納言仲麻呂招_ニ大炊王_一。居_ニ於田村第一_一。是曰。遣_ニ内舍人藤原朝臣薩雄。中衛二十人_一。迎_ニ大炊王_一。立爲_ニ皇太子_一(同上)とあつて、諸事すべてが順調に進展していることによる。この一件によつても知られる如く、頓みに抬頭してきた藤原氏中の新興勢力に、かねて快からぬ橘奈良麻呂一派は、その排除策を企てていた。佐伯全成の勘問によつて發覺したところによれば、天平十七年(七四五)から不平貴族に策動していたようであつて、立太子失敗後、天平勝字元年七月クーデター決行の謀議は小野東人の自白によれば、「去六月中。期會謀_レ事_三度。始於_ニ奈良麻呂家_一。次於_ニ圖書藏邊庭_一。後於_ニ太政官院庭_一。其衆者安宿王。黃文王。橘奈良麻呂。大伴古麻呂。多治比犢養。多治比禮麻呂。大伴池主。多治比厲主。大伴兄人。自餘衆者閨裏不_レ見_ニ其面_一。庭中禮_ニ拜天地四方_一。共飲_ニ鹽汁_一。誓曰。將以_ニ七月二日闇頭_一。發_レ兵圍_ニ内相宅_一。殺劫即圍_ニ大殿_一。退_ニ皇太子_一。次傾_ニ皇太后宮_一而取_ニ鈴鹽_一。即召_ニ右大臣_一將使_ニ號令_一。然後廢_レ帝簡_ニ四



王中ニ立以爲_レ君」(同上・二三五)とあるので、回教を重ねて会合し、その方法手順まで決定したが、密告者によって露見し、逆党一味は獄に下され、あるいは獄中に死し、法によって配流された。『尊卑分脈』には「天平勝寶九七二被誅卅七才」とあるので、逆算すれば養老六年(七二二)の生誕となり、伝法会を始修した天平勝寶八年は死の前年に当る。

伝法会始行の期日については、前田家本は二月五日、『今昔物語』は二月十五日とするが、觀智院本は三月の項におさめ、しかも次ぎの薬師寺最勝会は七日より始め、高雄法花会は八日より始まる等、月の初めより始めていることよって三月五日とするが適當であろう。

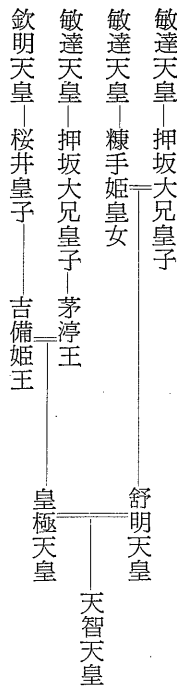
名称については『三宝絵詞』及び『今昔物語』は、伝法会とするが、『榮花物語』「うたかひ」の卷は

三月、志賀の弥勒会に参らせ給ふ。これは天智天皇の

御寺なり。天平勝寶八年、兵部卿正四位下橘朝臣仲麿が行ひ始めたるなり。いとあはれにおぼされて、万の事急がせ給ふ。(日本古典文学大系上・四五三)

とあつて、伝法会はまた弥勒会とも称されたことが知られる。

天智天皇の弥勒信仰は、前引の『延暦僧録』の文によって明瞭であるが、天皇の発願せられた三天皇の奉為の詠経礼仏は如何なる意味を持つものであろうか、また『延暦僧録』の「又願預_三我法會_一者。同昇_二知足_三共赴_三龍花_一自_是己來迄_レ今不_レ絶」とは、天皇の発願の深厚なることを物語ると共に、『僧録』成立の時点まで継続せられたことを物語るものである。三天皇については想像の範圍を出づるものではないが、敏達天皇と舒明天皇、皇極天皇であらう。即ち皇室の系譜は左の如くである。



この詠経礼仏は「年別夏秋冬三日三夜」とあるが、『延喜式』卷二十一に

凡崇福寺毎年四月十二月悔過各三日。 四月十三日、十月三日始行。 其僧者。 當寺供僧八口。 三綱一口。 威儀師若從儀師一口。

並以_三次第_二請。 其布施供養用_三寺田地_二子物_一。(國史大系九・五三四)

とあつて、秋の法会はすでに脱落しているが、崇福寺にとり伝法会と共に古き重要な勤めの一である。伝法会の趣旨は『三宝絵詞』に明らかであるが、要するところ、崇福寺の勅願寺として、又諸大寺に数えられる性格の上に、更らに學問寺としての要素を上積みせんとの意志が見られる。しかも橘奈良麻呂をして米一万斤、田廿町を施入せしめ、永代の存続を念願する所以は、彼と崇福寺との必然的つながりが考察せられる。橘氏の系譜は敏達天皇に發

祥することにつき、『尊卑分脈』に

敏達天皇―難波親王―大倭王―栗隈王―美努王―諸兄―奈良麻呂

とあり、この曩祖を一にする天皇創建の寺、その寺院の体質改善の法会に、奈良麻呂の遺意は継承せられて、「それより今にいたるまで、橘氏の人々まうてて行はしむ」とある。

この伝法会の意義と本質を明確にし、「諸の大小乗經律論をつたへよましめむ」とは、単に個人に要求せられたのでなく、「つたへよましめ」る場に多くの対象が予想せられることは、下の文によって明らかである。即ち「つたへよむ」とは説法の代名である。説法は法施ともいい、『増一阿含經』第二十声聞品に、如來は二種の施を説く法施及び財施なりとあり、『大智度論』第十一に法施について、

有人言。常以_レ好語有_レ所_レ利益_一。是爲_レ法施_一。復次有人言。以_レ諸佛語妙善之法_一。爲_レ人演說。是爲_レ法施_一。復次有人言。以_レ三種法_一教_レ人。一修妬路_二毘尼藏_三阿毘曇藏_四雜藏。是爲_レ法施_一。復次有人言。略說以_レ二種法_一教_レ人。一聲聞法_二摩訶衍法_一。是爲_レ法施_一。(正藏二五・一四三)

とあつて、法施の範圍を教示し、しかも

復次非_レ但言說名爲_レ法施_一。常以_レ淨心善思_一。以_レ教_レ一切_一是名_レ法施_一。譬如_レ財施不_レ以_レ善心不_レ名_レ福德_一法施亦爾。不_レ以_レ淨心善思_一則非_レ法施_一。(同上・一四四)

と、淨心善思を法施の條件とし、

復次説法者。能以_レ淨心善思_一讚_レ歎_三實_一。開_レ罪福門_二示_レ四眞諦_一。教_レ化衆生_二令_レ入_レ佛道_一。是爲_レ眞淨法施_一。

と、眞淨の法施は「教化衆生」を究竟の目的とす。

復次略説レ法有二種一。一者不レ惱ニ衆生善心慈愍一。是爲ニ佛道因縁一。二者觀ニ知諸法眞空一。是爲ニ涅槃道因縁一、在大衆中一興ニ愍哀心説ニ此二法一。不レ爲ニ名聞利養恭敬一。是爲ニ清淨佛道法施一

とあつて、説法は、衆生の仏道の因縁の爲め、涅槃道の因縁の爲めを第一義とし、名聞利養の爲めを誠しめてい
る。

如レ是等種種因縁説法度レ人。名爲ニ法施一。

と。以上の如く、目的、条件、動機ともに清淨であつて、始めて法施となるのである。布施の二種について

如ニ佛所レ言。二施之中法施爲レ勝。所以者何。財施果報在三欲界中一。法施果報或在三三界一。或出三三界一。……復次財施有レ量。法施無レ量。財施有盡。法施無盡。譬如ニ以レ薪益レ火其明轉多一。復次財施之報淨少垢多。法施之報垢少淨多。復次若作ニ大施一必待ニ衆力一。法施出レ心不レ待レ他也。復次財施能令ニ四大諸根增長一。法施能令ニ無漏根力覺道具足一。復次財施之法。有佛無佛世間常有。如ニ法施一者唯有ニ佛世一乃當レ有耳。是故當レ知法施甚難(同上・一四四)

とある。

さらに本文に雪山童子、帝釈の法を受けたことについて述べられているが、この事は山田博士も指摘せられる如く、雪山童子の物語は『大般涅槃經』卷十四聖行品(正藏一・二・四五〇)に出で、本書上巻の第十話に挙げるところであり、帝釈の受法は『未曾有經』(正藏一六・七八二)に説かれている。しかしこの一部の構成は、『摩訶止観』に拠る

ものである。同書四下に

上聖大人皆求其法不取其人。雪山從鬼請偈。天帝拜畜爲師。大論云。不以囊臭而棄其金。(正藏四六・四五)

とあり、荊溪湛然の『弘決』卷四之四には、「天帝拜畜爲師」について、未曾有経上卷の文を抄出し、

憶念過去無數劫時。毘摩大國徙陀山中有野干。而爲師子所逐欲食。奔走墮井不能得出。經於三日。開心分死而說偈言。禍哉今日苦所逼。便當没命於丘井。一切萬物皆無常。恨不以身餉師子。南無歸命十方佛。表知我心淨無己。時天帝釋聞佛名。肅然毛豎念古佛。自惟孤露無導師。耽著五欲自沈没。卽與諸天八萬衆。飛下詣井欲問詰。乃見野干在井底。兩手攀土不得出。天帝復自思念言。聖人應念無方術。我今雖見野干形。斯必菩薩非凡器。仁者向說非凡言。願爲諸天說法要。於是野干仰答曰。汝爲天帝無教訓。法師在下自處上。都不修敬問法要。法水清淨能濟人。云何欲得自貢高。天帝聞是大慚愧。給侍諸天愕然笑。天王降趾大無利。天帝卽時告諸天。慎勿以此懷驚怖。是我頑蔽德不稱。必當因是聞法要。卽爲垂下天寶衣。接取野干出於上。諸天爲設甘露食。野干得食生生活望。非意禍中致斯福。心懷踊躍慶無量。於時野干自念言。我得宿命知過去云云。令諸天敷座云云。天帝說得免井厄云云。野干廣說有三人樂生惡死。有三人樂死惡生云云。天帝問。濟命無功德。施法有功德。野干廣說施法功德云云。乃云。過去有王名阿逸多。初持十善。後爲邊國進女贈寶。卽即奢侈墮於地獄。出獄墮鬼。從鬼復念宿命十善。從鬼墮畜爲野干身。我墮分死冀得生天。以由汝故違我本願。是故說言濟命功少。天帝難言。世尊所說善人求死。是事不然。若欲求死何故入衣。答言。有三

意二故。一者順_レ於天帝意_一。二爲_レ諸天得_レ聞_レ法。三爲_レ通_レ化宣_レ傳法_一。復爲_レ天帝_一廣說_レ法門_一云云。(正藏四六・二七二)

とある。また『摩訶止観』では『大論』の「不_レ以_レ囊臭_一而棄_レ其金_一」は、雪山童子、天帝説話の後に引かれている。『弘決』巻四には

大論九十六波裔縁中。若有_レ弟子見師過_一者。若實不實其心自壞失_レ法勝利_一。故空聲告言。莫_レ見_レ師過_一。應_レ自念_レ薄福不_レ值_レ於佛_一。今值_レ惡師_一。不_レ應_レ念_レ過自妨_レ般若_一。若師有_レ過不_レ預_レ於我_一。我從_レ師求_レ般若_一。如_レ狗皮囊盛_レ好寶物_一不_レ以_レ囊臭_一而棄_レ其寶_一。(同上)

と『大論』の本文を引いている。これによれば、『三宝絵詞』は『止観』により、『大論』に直接典拠を求めていることが知られる。

四 高雄法花会

高雄法花会の起源と、その継承者である弘法大師空海の伝、以後その後継者によって修せられたことに分けて述べられている。

高雄山の創建については、『類聚三代格』第二に「應_レ以_レ高雄寺爲_レ定額_一并定_レ得度_レ經業_一事」の太政官符が載せられている。この官符は正五位下行河内守和氣真綱の上表によるもので、上表文は道鏡の窺視の心に対する清磨の忠誠を述べ、宇佐大神の託宣により、一切経及び仏の造写の神願を果さんとした努力の経過を挙げ、

寶龜十一年敷_レ奏此事_一。天皇感歎親制_レ詔書_一。未_レ行之間遇_レ讓位之事_一。天應二年亦奏_レ之_一。柏原先帝_一。卽_レ以前

詔書「普告天下」。至延曆年中。私建伽藍。名曰神願寺。天皇嘉先功。以神願寺爲定額。今此寺地勢沙泥不宜壇場。伏望。相替高雄寺以爲定額。名曰神護國祚眞言寺。佛像一依大悲胎藏及金剛界等。(國史大系二五・九四)

とある。高雄山寺と伝教・弘法二大師の關係については、まづ伝教大師最澄については、『叡山大師伝』に

以廿一年正月十九日。延善議。勝猷。奉基。龍忍。賢玉。安福。勤操。修圓。慈誥。玄耀。歲光。道證。光證。觀敏等十有餘大德。於高雄山寺。講演天台妙旨。(統群八下・四六〇)

とあつて、この会が上間に達し、治部大輔正五位上和氣入鹿に口宣を勅し

昔者給孤須達。降能仁於祇陀之苑。求法常啼。聞般若於尋香之城。是以和氣朝臣延二六之龍象。設一乘之法筵。

演暢天台法華玄義等。所以慧日增光禪河徵流。一乘之玄猷始開於城內。三學之軌範遂被於人天。像季傳燈。古今

未聞。隨喜法筵。稱歎功德(同・四六一)

とある。この法華会は去る延曆十七年(七九八)十一月、十大徳を山上に請じて始修するところであり、「始立十講法会。年年無闕。後後豈絶哉」と、深き念願が籠められている。二十年十一月一乘止観院に十大徳を招く請書の詞に

叡山最澄稽首和南十大徳足下。最澄發起。奉傳法華。深心大願也。誠願蒙有縁厚願。欲敷天台教迹。若許通告。

答此文。署寶號。然則淨行之願。不空此間。普賢之誓。有實沙界。有縁善友。百年之後。詣知足院。一面之始。

悟無生忍。不任住持佛法之至。陳請以聞(統群八下・四六〇)

とのべ、前年の場合は「屈請十箇之大徳。講演三部之經典」とあるので、法華經八軸と開結二經の法華三部経を十

講に分てるものである。

この高雄の法華会が最澄の生涯において、重要な意義を持つものであることは言うまでもないが、九月十二日入唐求法の勅許を得た。『伝』に

詔。臣弘世。夫誓中明珠也。無勇而無賜。妙高衆寶也。無信而無取。是以南岳高跡。天台遺旨。薄德寡福。豈敢得哉。今最澄闍梨。久居東山。宿緣相追。披覽此典。既探妙旨。自非久修業所得。誰敢體此心哉。勅少納言近衛將監從五位下和氣朝臣入鹿。差入唐請益天台法華宗還學生（統群八下・四六二）とある。

和氣弘世、真綱の大師を請ずる文は

弟子弘世稽首和南比叡大忍辱者禪儀。此高雄法會。厚蒙恩誨。勤勵鈍根。憑仰聖德。欲果此事。然今度會者。非唯世間常修功德之事。委曲之趣。元來所照。故仰望仙儀。專爲此會之主。伏乞大慈。必垂哀愍。夏終明日降臨高雄。預加指撝。相待聖容。是深所憑。種々之事。可奉面量定。更不一二。又批云。千載永例。今度可始。自非奉面、每事多疑。乞必降垂。興隆佛日（統群八下・四六一）

とあって、「千歳のながき例。この度始むべし」の本文の扱処はこの文中に明らかである。

高雄山寺については『大師御行状集記』に

神護寺。字高雄是氏人正五位下河内守和氣朝臣真綱。從五位下彈正小弼同仲世等。以神護寺付屬云々。（統群八下・

五二三）

とあり、これにより空海は灌頂堂、護摩堂、納涼殿、阿闍梨房等を新造し、種種の御願を修し、真言寺とし、その

名を改めて神護国祚真言寺となした。

空海の伝については、『空海僧都伝』を参照しながら、『贈大僧正空海和上傳記』によつたらしい。

(三寶繪詞)

(空海和上傳記)

大師はさぬきの国多度郡の人也。俗姓はさへきなり。十八にして大学に出。廿一にして僧となる。阿波の国の大たきのみねにして。虚空蔵の聞持の法を行ふに。明星來あらはれたり。それより後。文をまなふるにさとりあらたに。筆を下すにほまれたかし。延暦廿三年にもろこしにわたりて。青菴寺の惠果和尚にあひて。真言をうけならへり。来て真言院を申たてたり。其後よりこのかた心ざしあり。承和二年の春。紀伊国の金剛峰寺に

初讚岐國多度郡人。姓佐伯氏。後移貫京地之俗。去寶龜五年甲寅誕生。殊有異相。延歷七年戊辰。就外舅伊豫親王文學阿刀。其名未詳俗學間焉。時年十五十年幸遊聽槐市。歷學經籍。十八厥後心中漸有避世之志。就於沙門。學虛空藏聞持法。遂出學門。經行山林。或躋阿波大瀧岳。或勤土左室戶崎。谷不惜響。明星來影。既蒙法驗。始獲成就……其明年剃髮出家。爲沙彌形。時年廿五延暦廿三年四月九日。東大寺戒壇院受具足戒。時年卅一同年六月。銜命留學。墮大使藤原葛野麻呂。同上第一船。發赴咸陽。……十二月下旬。到長安城宣陽坊……於是歷城中訪名德。偶然奉遇青龍寺東塔院和上法諱惠果阿闍梨。空海與西明寺志明談勝法師五六人。同往見和上。六月上旬。入學法灌頂壇。始受胎藏法。七月上旬。再受金剛界法。八月上旬。亦受傳法阿闍梨位之灌頂。兼請真言教文兩部曼荼羅道具種々法物等。其年十二月十五日。惠果和上入滅。大同元年十月廿二日。請來法文之狀。附判官正六位上行太宰大監高階真人遠成。和上十一月廿日上表。皇帝御書授大法師位。時年卅七歲廿七天長年中有旱災。皇帝勅和上。於神泉苑令祈膏雨。自然滂陀。仍賀其功。任少僧都。未幾之際。轉

入定し玉へり。年六十二。位大僧都なり。齋衡のころをひ。大

僧正の位をおくり。延喜のよに

弘法大師の名をおれり。

任大僧都。爰和上奏聞。於東寺建眞言宗與秘密藏。承和二年嬰病。隱居金剛

峰寺。三年三月廿一日卒去。

時年六十三。藤州三

仁壽年中。僧正眞濟上奏。贈大僧

正云畢。(統群八下、四九〇)

眞濟撰の『空海僧都伝』と共に、『空海和上伝記』は諡号宣下以前の成立であつて、卷末に「寛平七年三月十日貞觀寺座主」とあるので、多くは眞雅僧正の撰とするが、時の貞觀寺座主は聖宝とせられるので、聖宝撰述説が行われている。しかし寛平七年(八九五)の成立を不動のものとすれば、眞雅(八〇一)の寂後となり、聖宝説を肯定せざるを得ない。

前掲の本文と『空海和上伝記』の対照によつて、大僧正贈位の年時の不一致が認められる。即ち本文は齋衡(八五四―八五六)とし、伝記は仁壽年中(八五一―八五三)とする。しかるに『弘法大師御伝』卷下に、「請讓僧正賜故空海禪師表」に詔を載せ

天皇我詔旨止法師等爾白^{タベ}。勅命乎白^フ。僧正眞濟大法師上表^テ以爲久。故大僧都空海大法師波。眞濟加師^{利奈}。昔延曆年中ニ渡海求法。三密教門從此發揮。須諸宗之中功無與二。所願波以僧正號將讓乎先師者。雖知師資。其志既切。而在於朕情。未有許容。仍今先師^平波。大僧正乃官贈賜比治賜布。眞濟大法師^平波。如舊久僧正官爾任賜事白

詔勅命遠白須

天安元年十月廿七日丙戌

とある。齋衡四年(八五七)二月二十一日改元天安となるので、本文の如き「齋衡のころをひ」の如き、旧元号を以て

記載せられても誤りと断定することはできないが、仁寿年中とする記事は、すでに『大師行状集記』は、「天安元年十月廿七日。或本仁寿年中。依眞濟僧正上表。贈大僧正云々」とし、『和上傳記』の説を以て異説として取扱っている。

法華会の名称で呼ばれる中、法華八講、法華十講があつて、そのなか第五卷「提婆達多品」の深義を中心に講説し、その儀式が特に莊重華麗であるため、特に「五卷の日」といい、四日修であれば第三日朝座の法会である。『扶桑略記』卷二十五によれば、天曆九年（九五五）正月四日、村上天皇は母儀藤原穩子の一周忌に、弘徽殿に四人の証匠、八人の講匠、二十人の聴衆、十六人の錫杖衆、十六口の梵音衆を請じて八講の功德を修した。そのなか

第五卷講説之朝。上從_二親王公卿_一。下至_二朱紫綠衫_一。或捧_二綾羅絹縠之服_一。或賚_二金銀珠玉之寶_一。同聲讚歎。繞_二弘徽殿_一。以_二其捧物_一分_二施諸僧_一。殊勅_二定額運日_一爲_二新御導師_一教化（国史大系二・二二七）

とある。『榮花物語』卷八「はつはな」には、寛弘五年（一〇〇八）四月の土御門殿法華三十講のさまを記して廿餘日の程より、例の卅講行はせ給。五月五日にぞ五卷の日に當りたりければ、ことさらめきおかしうて、捧物の用意かねてより心ことなるべし。御堂に宮も渡りておはしませば、續きたる廊まで、御簾いと青やかに懸け渡したるに、御き丁の裾ども、河風に涼しさ勝りて、波の文もけざやかに見えたるに、五卷のその折になりぬれば、さきくの年などこそわざとせさせ給しか、今は常の事になりたれば、事そがせ給へれど、今日の御捧物はおかしうおぼえたれば、事好ましき人くは自ら故くしうしたり。それは制あるべき事ならねばこそあらめ。きたなげなき六位、衛府など、薪こり、水など持たるおかし。殿ばら、僧俗歩み續きたるは、さまくおかしうめでたう尊くなん見えける。苦空無我の聲にてありける讚歎の聲にて、遣水の音さへ流れ合ひて、萬にみな法を説くと聞えなさる。法花經の説かれ給、あはれに涙とゞめ難し。……かねてより聞えし枝のけしきもまことに

隆家

かしう見えたるに、權中納言銀の菖蒲に藥玉付け給へり。若き人くは目とゞめたり。大方世の常のわけさ羅な
 どいふもの、由ある枝どもに付けたるもおかし。殿の内の有様、常のおかしさにも、さるべうもさせ給折は、猶
 ほかには似ずめでたし。かくて官の御捧物は、輪袈裟事殿上人どもぞ取りたる、皆わけさらなるべし。諸大夫、たち下れ
 る際の上官どもなどまで、なほくしき人の譬にいふ時の花をかざす心ばへにや、色くの薄様に押し包みたる
 心ばへの物をも持て消たず、捧げいら、がしつ、御簾の内を用意したるこそおかしけれ。それまで目とまる人
 もなしかし。(日本古典文学大系上・二五六)

とある。これに該当する『御堂関白記』の記事は關損しているが、長保六年(一〇〇四)六月廿九日、及び寛弘二
 年(一〇〇五)六月卅日、法興院御八講の五卷日が記録せられ、寛弘九年五月、皇太后彰子の一条院の御為の御八講
 の五卷日は十七日であつて、同書には

有_(捧)俸物事、説經以前講讀立之、俸物上達部殿上人、可然四位五_(位)女方取俸物者卅人許、女方俸物風流無并也、御俸
 物金百兩丁子兩、各入瑠璃壺、亮二人取立公卿前、又沈香蘇芳也、是等御處分物也、上卿皆參、只尹中納言一人
 不參、是依忌日也、饗大夫、數度見八講、此度不如、自金銀無外物、衆人所感有之(立命館版「御堂関白記」・三六八)
 等屢々みられるところである。

また延久四年(一〇七二)十月二十五日、村上天皇は円宗寺に幸して、法華八講を修せられた。『天台叢標』には
 二十七日八講。講第五卷一。天皇行幸。公卿侍臣。各以_(捧)俸物二行道。付物三衣。盡_(美)盡_(善)善(仏全・一一一頁)
 とあつて、天皇は二回行幸して盛儀を親しく拝せられた。『初例抄』卷下に「圓宗寺法花會始」と題して、

延久四十廿九日於_(圓)圓宗寺金堂_(被)始_(置)置法花會。講師園城寺頼増。(九日)有_(行)行幸一。於_(高)高座_(任)任_(權)權律師一。天

皇有御拜云云。今度行幸。寺司無勸賞云云。圓宗寺者後三條院御願。供養天仁三年三月日(群類二四・二四)とある。恐らく延久四年十月二十五日の誤記であることは明瞭である。『元亨釈書』には「延久二年十二月二十六。圓宗寺成。帝幸寺。親營法事。落慶之。寺在仁和寺南。莊麗冠都下。」(国史大系三一・三八一)とあり、ついで「(四年)冬十月。置法華會於圓宗寺。帝幸之。」(同上)とある。また承暦元年(一〇七七)「十有二月。慶法勝寺。天皇幸之。」(同上・三八二)、その翌年「二年十月初六。於法勝寺。創大乘會。沙門暹敷。爲講師。帝勅曰。圓宗寺法華會。與此合爲二會。自今經二會講師。當任僧綱。」(同上)とあって、僧綱に任せらるべき、関門と定められた。また「永保二年二月十九。圓宗寺最勝會。明實爲講師。勅合前二會。新立三會。」(同・三八三)とある。これいわゆる北京の三會、または天台の三會と称せられるものであって、特に注目せられる点は、従来天台僧は南京の三會の講師を経るものが僧綱に任せられたのであるが、『釈家官班記』巻下に、以上のことを要約し

法華會

延久四年十月廿五日於圓宗寺始修之。講師賴增當座任權律師。

大乘會

承暦二年十月六日於法勝寺始之。講師暹敷。初日朝座。於當座任權律師。

最勝會

永保二年二月十九日於圓宗寺始之。講師山明實。

已上三會也。但承暦年中。以法花會。大乘會稱兩會。其後雖加最勝會。爲簡別南京之三會。講師任

僧綱一。但依人隨事。先任僧綱之後遂講。其例又多之(群類二四・四八)とある。かくて名實共に南都の規制より、完全に解放せられるに至った。

法華八講の濫觴について、『僧綱補任抄出』の裏書によれば、「或記云。延暦十五年丙子勤操僧正法華八講始行」(群類四・五〇八)とある。或記とは本書中卷大安寺榮好の条に述べるところを指すものであることは明らかである。勤操が榮好の母を養い、その没後「年ごとの忌日にも、今日の八人力を合て、其日ををはりにあて、四日講を修して八卷の經を説む。名をば同法八講といひて、年ごとにかゝじ」と誓約し、「延暦十五年死にたり、四十九日よりはじめて、後々の年の忌日ごとに、たえずおこなふ」とあることに拠るものである。この石淵寺の八講は東大寺の天地院に継承せられ、「いまにたえず」とあり、所々にあまねくひろまる」とは、その流布の広く諸宗に渉ることを示すものである。法華經の八軸に開經即ち『無量義經』一卷、結經即ち『普賢觀經』一卷を加へて法華十講といい、法華經一部二十八品の前後に、開結二經を加えたのを三十講と言う。

五卷の日の特別行事については、中卷に「薪を荷事は國王の昔の心をまねぶ也。八講のおこり石淵寺の緣起に見たり。薪を荷て廻讚歎の詞云、法華經を、我がえしことは、たきごり、なつみ水くみ、つかへてぞえし。此歌は或は光明皇后の讀給へるともいひ、又行基菩薩の傳給へりとも云。いまだ不詳」とある。このことは既に述べた天曆九年(九五五)の弘徽殿の法華八講の状、及び延久四年(一〇七二)のそれによつて知られる如く、「同聲讚歎。繞弘徽殿」とは、「薪を荷て廻る讚歎の詞」によつて表わされている。後世の記録であるが、『後嵯峨院宸筆御八講之記』には

五卷の日は。別の儀ありて朝座に行道あり。散花師忠源已講法華經をうたひて。衆僧をひきて南の御階よりお

る。此歌は光明皇后聖武之妻后文恵公之娘。の御調となん云つたへたる。龍頭鶴首波にさほさして。舞人樂人みぎはよりを

く。左右の上臈一奚婁をうちつゝ前行す。かものむなぞり。をしのさしうた。池のなぎさ。所をえつゝいとおかし。採葉汲水のやく。藏人これをつとむ。梵度達の阿船仙につかへて。法華經をえしすがたなり。(群類二四・一

〇三)

とあつて、以下に捧物、行道の様が述べられている。

以上の如き風俗の生じた根拠は「法華經」によるもので、「提婆達多品」に釈尊が前生において大乘法を求め、爲於法故。捐捨國位。委政太子。擊鼓宣令。四方求法。誰能爲我。說大乘者。吾當終身。供給走使。時有仙人。

來白王言。我有大乘。名妙法蓮華經。若不違我。當爲宣說。王聞仙言。歡喜踊躍。卽隨仙人。供給所須。採葉汲水。拾薪設食。乃至以身。而作牀座。身心無倦。于時奉事。經於千歲。爲於法故。精勤給侍。令無所乏。

とあることに基くものである。その仙人とは阿私仙(Asita)であつて、今の提婆達多(Devadatta)これであり、王とは即ち今の仏陀釈尊である。この故事によるが故にこの行事が産みだされたのである。

(四) 八幡放生会

男山の石清水八幡宮は大安寺行教が宇佐八幡宮を勧請し、清和天皇の貞観元年(八五九)に造営した経過について、行教の貞観五年正月の『石清水八幡宮護国寺略記』には

右行教俗姓紀氏專爲業修行。久送多年矣。而問恒時欲奉拜大菩薩也。爰以去貞観元年參拜筑紫豊前國宇佐

宮。四月十五日參着彼宮。夏之間。祇候實前。晝轉讀大乘經王夜誦念眞言密教。六時不絶。奉廻

向三所大菩薩也。九旬已畢。欲歸本都之間。以七月十五日夜半。大菩薩於行教示仰宣。吾深感應。汝之修善。敢不可忍。忘。須近都移坐鎮護國家。汝可祈請者。行教歡喜之淚滿眼。瞻仰之愼彌倍。即始自彼十五日。晝夜片時不。奉祈請。以同月廿日。京上。八月廿三日。到山崎離宮之邊。寄宿之間。更倍信心。祈願申云。伏蒙示現者。同廿五日夜被示云。吾移坐近都。爲鎮護王城也者。即撰何處。可奉安置寶躰。願垂示現給云云。以即夜示宣可移坐之處。石清水男山之峯也。吾將現其處者。驚奇以夜中向南方。百餘遍奉禮大菩薩之間。山城國巽方山頂。和光垂瑞。宛如月星。光照耀遍滿其間。身毛豎。彌伏地。且致恐畏。且貴信。以明曉。參拜山頂。伺候。三箇日夜。祈申之間。隨御示現。點處結草。且先以法味奉莊。且錄上件事由。參上公家。令奏聞矣。爰以同九月十五日。下勅使。令實檢點定參上。次下。宣旨。木工寮令勘申御殿六宇材木支度等。即以寮權允橘良基。令造立六宇寶殿。三字正殿。已了。奉安置三所御躰了。(國史大系二九上・三九二)とある。

八幡官の放生會の起原について、『政事要略』卷廿三に

舊記云。養老四年爾。豐前守宇奴首男人乎將軍_{止志}。大御神乎奉_{止志}諸言。大隅日向國在留。向拒隼人等乎伐斂岐。

大神託宣。吾此隼人多斂都留報爾。每年放生會奉_{留部}仕之。今件放生會與自宇佐宮。傳於石清水宮。尋其行事。會日讀緣記文。講取勝妙典。此經文有長者子救池魚之文。仍所講說。歟。(國文大系二八・四五)

とあって、宇佐八幡官放生會の起原と、石清水八幡官のそれについて述べている。この旧記に言うところの事件とは、『統日本紀』卷八に

(六月)戊戌。詔曰。蛮夷爲害。自古有之。漢命五將。矯胡臣服。周勞再駕。荒俗來王。今西隅小賊。怡亂逆化。屢害良民。因遣持節將軍正四位下中納言兼中務卿大伴宿禰旅人。誅罰其罪。盡彼巢窟。治兵率衆。剪掃兇徒。曾帥面縛。請命下吏。寇黨叩頭。爭靡敦風。然將軍暴露原野。久延旬月。本屬盛熱。豈無艱苦。使使慰問。宜念忠勤。(國史大系二・八一)

とあるものを言う。宇佐八幡の示現に関しては、『東大寺要録』卷四に、弘仁十二年(八二二)八月十五日の太政官符「應令大神宇佐二氏 八幡大菩薩宮 事」に、欽明天皇の御世に、豊前國宇佐郡馬城嶺に始めて示現せられたとする。(続々群類二・七四)また『扶桑略記』卷三、欽明天皇三十二年(五七一)正月一日の条に

又同比。八幡大明神顯於筑紫矣。豊前國宇佐郡厩峯菱瀉池之間。有鍛冶翁。甚奇異也。因之大神。比義絶穀。三年籠居。即捧御幣祈言。若汝神者。我前可顯。即現三歲少兒云。以藥託宣云。我是日本人皇第十六代譽田天皇廣幡八幡磨也。我名曰護國靈驗威身神大自在王菩薩。國々所々垂跡於神明。初顯坐耳。一云。

八幡大菩薩初顯豊前國宇佐郡馬城峯。其後移於菱形少倉山。今宇佐宮是也。已上出彼縁起文。(國史大系二・三二)

と二説を掲げているが、これらによれば応神天皇の御霊が、欽明天皇の御代に示現したこと主張するもので、『縁起文』、『古記』等によっている事は明であるが、これ等とともに現存せぬ。

石清水八幡宮の放生会については、『年中行事秘抄』八月の条に、「舊記」を引用して

延暦年中立三件社。貞觀元年十一月五日祭者。内裏依三神事忌僧尼等。承保四年例。自後三條院御時被立三奉幣

使。并上卿以下參向。諸衛帶三弓箭如三行幸儀。上卿參議雖爲三衛府不帶三弓箭云々。或帶之云々。石清水放生會依三舊御願被行由。載延喜御記。(群類六・五三四)

とあつて、奉幣使参向のことが挙げられ、ついで天延二年（九七四）樂工馬騎を供する恒例の端を開いたことにつき天延二年八月十一日丙戌藏人頭右中將源朝臣伊涉傳宣。中納言源朝臣延光宣。奉勅。石清水八月十五日會。宜仰_ニ雅樂寮_ニ准_ニ諸節會_ニ音樂官人率_ニ唐高麗樂人舞人等_ニ。從_ニ今年_ニ永供_ニ奉彼會_ニ。又宣。奉勅。石清水宮八月十五日會。宜仰_ニ左右馬寮_ニ二十列御馬各十四。自_ニ今年_ニ永隔年令_レ供_ニ奉彼會_ニ。但乘尻者。左右近府御馬乘近衛等供奉。同廿五日庚寅臨時御幣使被_レ立。石清水使左中將源正清云々。（同上）

とある。また延久二年（一〇七〇）以後は

自_ニ今年_ニ殊有_ニ宣旨_ニ。差_ニ遣上卿。權大納言 隆國。參議。左大弁 經信。外記。史并六衛府。左右馬寮等_ニ。次將_ニ己下_ニ供_ニ奉

其事_ニ。是依_ニ儲貳之時御願_ニ也（同上）

とあつて、この一行は八月十四日に石清水宮に参入し、放生会の事を行ったが、これが後代の先例となる。

仏教史上放生の行事が実修せられたのは、『隋天台智者大師別伝』に

黎民漁捕爲業。爲梁者斷谿爲簷者。藩海秋水一漲巨細填梁。晝夜二潮嗷嗷滿簷腫骨。成岳蠅蛆若雷。非但水陸可悲。亦痛舟人濫殞。先師爲此而運慈悲乘捨身衣。並諸勸助履簷一所永爲放生之池。于時計詔臨郡講金光明經。

濟物無偏寶冥出窟。以慈修身見者歡喜。以慈修口開聲發心。善誘殷勤導達因果。合境漁人改惡從善好生去殺。湍潮綿亘三百餘里。江谿簷梁合六十三。同時永捨俱成法池。一日所濟巨億萬數。何止十千而已哉（正藏五〇・一九三）とある、また

『統高僧伝』卷十七に

顛惻隱觀心彼此相害。勸捨_ニ罪業_ニ教_ニ化福緣_ニ。所_レ得金帛乃成_ニ山聚_ニ。卽以買_ニ斯海曲_ニ。爲_ニ放生之池_ニ。又遣_ニ

沙門慧拔^一。表^三聞于上^一。陳宣下^レ勅。嚴^三禁此池^一。不^レ得^レ採捕^一。國爲立^レ碑。詔^三國子祭酒徐孝克爲^レ文樹^三于海濱^一。詞甚悲楚。覽者不^レ解墮^レ淚。(正藏五〇・五六七)

とあつて、智顛が『金光明經』を講じた所以は、同卷四「流水長者子品」に生類救護のことが説かれている。その内容は、往昔仏陀が流水長者であつた時、城邑聚落を遊行して一大空沢中に到り、池水枯涸して諸魚死門に入らんとするを見て悲心を起す。長者は四方に水を求めて得ず、大河の水は魚獲を目るむ悪人が上流で決棄して下過せしめず、しかも決壊の修補は容易ならざるため、王に願つて二十の大象を借り、水を皮囊に盛り運んで、池をもとの如く満たしめ、さらに食を施し、甚深の十二因縁、宝勝仏名を解説・称説した。後魚は一時に命終し、切利天に生ずることを得たことが詳説せられている(正藏一六・三五二―三五三)ためである。

中国における天台宗放生会の濫觴は前記をもつて初まるが、後遵式は宋真宗天禧三年(一〇一九)『放生慈濟法門』を作つて軌式を制定するに至つた。

わが国の放生の史実は、敏達天皇七年(五七八)に初まつて、再三行われ、神龜三年(七二六)六月太上天皇(元明)の不例に際して放生せしめ、また『政事要略』卷廿三には

應^レ令^三五畿七道諸國^一依^レ實放生^三事

天平寶字三年六月廿三日格曰。唐曇靜法師奏狀稱。夫蠶々昆蚊。誰無^レ畏^レ死。振々翻走。咸有^レ愛^レ身。故^レ敏^レ生招^三短命之報^一。救^レ危保^三長年之福^一。伏請遍勅^三諸國^一。立^三放生池^一。嚴加^三禁斷^一。不^レ許^三捕漁^一。奏可者。自^レ介而降。每^レ國置^三放生田^一。以^三其穫稻^一。充^三贖^レ死之資^一。而今聞。諸國臨^三放生之時^一。兩三日前下^三符諸郡^一。々々百姓等聚^三不要蟲介^一。候^三國宰之臨視^一。比^レ及^三數日^一。死者過^レ半。夫放生者。所^レ以活^三欲^レ死之命^一。續^レ將^レ絶之

生也。今如所聞。名稱放生。實似殺生。伏望自今以後。使講讀師若部内淨行僧。臨漁釣之江海。尋田獵於山林。贖懸魚於網罟之中。救窮獸於弓矢之下。但其料物者。歲始令三件等僧一向預之。卽年終具注所放之色。付帳言上。云云。勅宜俾内外遵行。(國史大系二八・四八)

とあつて、国毎に放生田を置き、その穫稻をもつて死を贖う資とした。

放生の精神は最も良く規定せられたが、単に生命の救済のみであつたであらうか、そこに宗教に立脚する儀礼の介在があつたのではなからうか。よつて史伝の外、民間に伝えられる説話によれば、『靈異記』卷上「贖龜命放生得現報龜所助縁」第七に

禪師弘濟者 百濟國人也 當百濟亂時 備後三谷郡大領之先祖 爲救百濟遣軍旅 時發誓願言 若平還來 爲諸神祇 造立伽藍 遂免災難 卽請禪師 相共還來 造三谷寺 其禪師所以造立伽藍 多諸寺 道俗觀之 共爲欽敬 禪師爲造尊像 上京 賣財既買得金丹等物 還到難破之津 時海邊人賣大龜四口 禪師勸人買而放之 卽借人舟 將童子二人共乘度海 日晚夜深 舟人起欲行 到備前骨嶋之邊 取童子等 擲人海中 然後告禪師云 應入人海 師雖教化賊猶不許 於茲發願而入海中 水及腰時 以石當脚 其曉見之 龜負之矣 其備中海浦海邊 其龜三領而去 (日本古典全書・二七七)

とある。この説話の主弘濟の來朝は、齊明天皇七年(六六二)百濟救援軍と同道來朝したものと解せられ、三谷寺建立はその後間もないことであつて、単に龜を放生したのみであるが、同書中卷「依漢神崇殺牛七頭祭又修放生善」以現得善惡報縁」第五は

聖武太上天皇之世 彼家長 依漢神崇而禱之 祀限于七年 每一年殺祀之以二牛 合殺七頭 七年祭畢

忽得^二重病^一。又逕^二七年^一間、醫藥方療猶不^レ愈。喚^二集^一卜者^二而^レ祈禱、亦彌增病。於^レ茲思之、我得^二重病^一、由^二殺生業^一故、自^レ臥病年^二己來^一每^レ月不^レ闕、六節受^二齋戒^一、修^二放生業^一、見^二他殺^一含生之類、不^レ論而贖又遣^二八方^一、買^二生物^一而放(同上・三二全書)

と云う、撰津国東生郡撫凹村富者の物語を載せているが、そこには仏教的行法が伴っていない。また「贖^二蟹蝦命^一放生得^二現報^一縁」第八は、置染臣鯛女は行基大徳に師事して、山に菜を採り、蛇の蝦を飲むを見て、窮余妻となること約す。果して期せし如く、蛇は七日の後来る。女は恐れて生馬に止住する大徳に告ぐ、大徳は

汝不^レ得^レ免、唯堅受^レ戒、乃全受^二持三歸五戒^一、然還來、道不^レ知老人以^二大蟹^一而逢、問之、誰老、乞、蟹免^レ吾老答、我攝津兔原郡人、晝間邇麻呂、年七十八、而无^二子息^一、活^レ命无^レ使、往^二於難波^一、偶得^二此蟹^一、但有^二二期人^一故、汝不^レ免、女脱^レ衣贖、猶不^二免可^一、復脱裳贖、老乃免之、然蟹持、更返、勸^二請大徳^一、咒願而放、大徳

歎言、貴哉善哉(同上・二〇二)

とあつて、ここに初めて「咒願而放」つことになり、ここに僧侶の介在がみられるに至る。この説話の結末は「贖放蟹報恩矣」とあり、「并受^レ戒之力也」とあつて、両功德の相乗関係がみられる。さらに「贖^二蟹蝦命^一放生現報蟹所^レ助縁」第十二は、第八話と同類型で、その主人公は山背国紀伊郡部内の一女人で、「慈心禱、信^二因果^一、受^二持五戒十善^一、不^レ殺^二生物^一」る天性の持主で、牧牛の村童が蟹をとり食用に供せんとするを見て、衣にかえて買ひ、「勸^二請義禪師^一、令^二咒願^一以放生」した。後山に入り、大蛇の蝦を飲むを見て、遂に七日の後、妻となることを約して蝦を救つた。時に行基大徳を紀伊郡深長寺に訪ね、ただよく三宝を信ずることを教えられ、期日の夜「閉^レ屋堅^レ身、種々發願、以信^二三寶^一」ずることにより、大蟹が蛇を切り殺した奇跡は、「贖放蟹報^レ恩矣」とあつて、蟹

満寺縁起の原型をなすことが判る。この「勸請法師^一 令^二咒願^三放^三之於海^二」ことの例は、「依^下不^三布施^二與^下放生^上而現得^三善惡報^二緣^一」第十六(同・三二五)にも見られるところであつて、咒願が欠せぬ要素となつてゐることが判る。

唐義浄の撰『護命放生軌儀法』(正藏四五・九〇二)は、広く放生を勧め、株宏の『戒殺放生文』がわが国に広く影響を及ぼしたが、現今浄土宗等で広く行われるのは、敬首(一六八三)の『放生慈濟羯磨儀軌』であつて、「今欲^レ修^二習放生事儀^一。謹依^三聖則^二撮^三其機要^一。且出^三十意^二以^三舉^三闕網^二とし、十意とは(一)咒^レ水解穢。(二)請^三賢聖衆^一。(三)散華燒香。(四)敬礼遶^レ仏。(五)歌^三歎仏徳^一。(六)授^三與三帰^二。(七)称^三揚仏名^一。(八)説法開導。(九)懺悔発願。(十)説^三三帰^二。以上である。

さて本文には『梵網經』、『六度集經』、『雜寶藏經』の放生の現報功德の物語が載せられているが、山田博士は縁起文によつて構成せられたものとせられているが、いま縁起文の典拠とする三種の經典の原文についてみれば、初めに『梵網經』のそれは

若佛子。以^三慈心^二故行^二放生業^一。一切男子是我父。一切女人是我母。我生生無^レ不^レ從^レ之受^レ生。故六道衆生皆是我父母。而殺而食者。即殺^三我父母^二亦殺^三我故身^一。一切地水是我先身。一切火風是我本體。故常行^二放生^一。生生受生常住之法。教^三人放生^二。若見^三世人殺^二畜生^一二時。應^下方便救護解^三其苦難^一。常教化講^三説菩薩戒^二救^下度衆生^上。

(正藏二四・一〇〇六)

とあり、『六度集經』卷三に説く物語の原文は

昔者菩薩。爲^二大理家^一。積^レ財巨億。常奉^三三尊^一。慈^二向衆生^一。觀^レ市觀^レ鷲。心悼^レ之焉。問^二價貴賤^一。鷲主知^下。

菩薩有_レ普慈之德_一尙_レ濟_二衆生_一。財富難_レ數貴賤無_レ違。答曰。百萬。能取者善。不者吾當_レ烹_レ之。菩薩答曰。大善。卽雇如_レ直持_レ鼈歸_レ家。澡護_二其傷_一。臨_レ水放_レ之。觀_二其遊去_一。悲喜誓曰。大山餓鬼衆生之類。世主牢獄早獲_レ免難。身安命全如_二爾今_一也。稽_二首十方_一。又首願曰。衆生擾擾。其苦無量。吾當_レ爲_レ天爲_レ地。爲_レ早作_レ潤。爲_レ漂作_レ筏。飢食渴漿。塞衣熱涼。爲_レ病作_レ醫。爲_レ冥作_レ光。若有_レ濁世顛倒之時_一。吾當_レ於_レ中作佛度_二彼衆生_一矣。十方諸佛皆善_二其誓_一。讚曰善哉。必獲_二爾志_一。鼈後夜來齧_二其門_一。怪_二門有_レ聲使出觀_レ鼈。還如_レ事云。菩薩視_レ之。鼈人語曰。吾受_二重潤_一身體獲_レ全。無_レ以答_レ潤。蟲水居物知_二水盈虛_一。洪水將_レ至必爲_二巨害_一矣。願速嚴_レ舟。臨_レ時相迎。答曰大善。明晨詣_レ門如_レ事啓_レ王。王以_二菩薩宿有_二善名_一。信_二用其言_一。遷_二下處_一高。時至鼈來曰。洪水至。可_レ速下_レ載。尋_二吾所_レ之。可_レ獲_レ無_レ患。船尋_二其後_一。……遂之_二豐土_一。鼈辭曰。恩畢請退。……封爲_二國相_一。執_レ手入_レ宮並坐而曰。賢者說_レ何書。懷_二何道_一。而爲_二儀之仁_一。惠逮_二衆生_一乎。對曰。說_レ佛經_一懷_二佛道_一也。王曰。佛有_二要決_一。曰有_レ之。佛說_二四非常_一。在_レ之者。衆禍殄。景祐昌。……(正藏三・一五)とある。

さらに『雜寶藏經』の說話は、同書卷四の文であつて

昔者。有_二羅漢道人_一。畜_二沙彌_一。知_二此沙彌却後七日必當_二命終_一。與_レ假歸_レ家。至_二七日頭_一。勅_レ使還來。沙彌辭_レ師。卽便歸去。於_二其道中_一。見_二衆蟻子_一。隨_レ水漂流。命將_レ欲_レ絕。生_二慈悲心_一。自脫_二袈裟_一。盛_二土堰_レ水。而取_二蟻子_一。置_二高燥處_一。遂悉得_レ活。至_二七日頭_一。還歸_二師所_一。師甚怪_レ之。尋卽入定。以_二天眼_一觀。知_二其更無_二餘福得_一爾。以下救_二蟻子_一因緣_一故。七日不_レ死。得_レ延命長_一(正藏四・四六八)

とある。これ等の說話を通して、放生の功德を讚歎して、「善人位をえむと思はば、放生せよ」、「若人命をのべむ

と思はば、放生せよ」によつて結ばれている。

内 結 び

以上四種の行事が挙げられるが、西院の阿難過悔がどの時代まで継承せられたか、全く不明であり、崇福寺もその寺趾にすら多くの疑問が持たれている現在、伝法会は文献上、崇福寺の名を留める時より以前に、衰亡したと見るのが常識であろう。石清水八幡の放生会は、臨時祭と共に同社の二大祭典であるから、当然継承せらるべきである。しかし時に隆替があつて、文明以後一時中絶したが、延宝七年（一六七九）再興せられた。しかし明治元年（一八六八）七月廿四日に至り、放生会は改めて、中秋祭とせられた。（神仏分離史料一・三三九）

高雄の法華会は初め一日法会であつたが、後貞観七年（八六五）改めて五日八講とし、後堀河天皇の安貞二年（一二二八）頃勅会と定められ、建長七年（一二五五）三月八日都良香は願文を作るなど、大いに栄えたようであるが、その後知られるところはない。かくの如くにして『三宝絵詞』には、広く世に知られた仏教行事として載録しているので、僅かにこの資料によつて、平安時代中期に行われた法会と、その意義と時代感覚を知ることができる。